

私が選んだこの一冊

伊藤真美さん

(緩和ケア医師)

聞き手・早瀬圭一



いとう・まみ 静岡県清水市(現静岡市)生まれ。84年信州大学医学部卒業。自治医大血液内科助手などを経て95年花の谷クリニック開設。著書に「生きるための緩和医療」(医学書院)など。

2004年にすでに裁判員法が制定されたそうですが、知りませんでした。

裁判員制度という言葉を、私は昨年初めて聞いたように思います。どうしてこの制度がふつてわいたように突然出てきたのか、どのような過程を経て検討され、導入が決まったのか、どのように私たちの生活にかかわってくるのか——新聞やテレビでの報道を聞くだけでは判断できません

ん。

アマゾンで「裁判員制度」を検索すると50点が並びます。賛成の本1点、反対の本16点、賛否ははっきりしないが制度の解説をしたものが33点でした。

私はこれらの中から弁護士である著者によって書かれた「裁判員制度は知らない」を選びました。素人にも分かり

裁判員制度は知らない



高山俊吉著

(講談社+α文庫)

やすく、各章の終わりに著名人による特別寄稿も収録されていて、難しい制度の本であるのになじみやすさも加わります。「参加する」と決めている人にもそうでない人にもぜひ読んでほしい一冊です。本書によって日本でも戦前、明治憲法下で日本独自の陪審員制度が十数年施行され

9条、25条の改正の動きは、医療の社会保障の問題と大きくかわかることでもあり、飛躍するようですが、この裁判員制度は、私にとっては医師としても見過ごせない問題なのです。この本を読むと、そもそも誰が、いったい何のために導入しようとしている制度なのかが見えてきます。

て廃止されたこと、今度の裁判員制度は、その陪審員制度と成り立ちに共通点が多く、国家権力から被告人を守るために機能するアメリカの陪審員制度とは大きく異なるなど、司法の歴史を知ることができました。この裁判員制度は、死刑制度とも大きく関連し、また憲法改正への流れともつながっていきます。憲法